

令和6年

第2回2月定例教育委員会議事録

令和6年2月27日

大野城市教育委員会

## 次 第

### 1 招集日時

- 招集日 令和6年2月27日
- 開会時間 午前10時30分
- 閉会時間 午前11時20分

### 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室

### 3 会議次第

#### (1) 議事録署名委員

- 令和6年第1回議事録の署名委員 佐藤 友恵 委員
- 令和6年第2回議事録の署名委員 高野 英機 委員

#### (2) 議事

- 第2号 令和6年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 第3号 令和6年度産業医の選任について
- 第4号 令和6年度健康管理医の選任について
- 第5号 大野城市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 第6号 大野城市小中学校ヤングアドバイザー事業実施要綱の全部を改正する要綱の制定について
- 第7号 大野城市立小中学校介助員配置要綱の一部を改正する要綱の制定について

#### (3) 教育長報告

#### (4) 報告

- ①中学校ランチ給食試食会実施報告

#### (5) その他

- ①運動・スポーツに関するアンケート調査への協力依頼
- ②教育長業務報告（1月～2月分）
- ③教育委員会の主な行事・業務の予定（3月分）

### 4 出席した委員等 伊藤 啓二（教育長）高野 英機 山口 典子 藤河 久美 佐藤 友恵

### 5 欠席した委員 松本 民仁

6 出席した職員	教育政策課長	光野 直隆
	教育振興課長	中島 大輔
	教育支援課長	山崎 栄子
	教育支援課主幹指導主事	平井 源樹
	スポーツ課係長	山神 真一
	教育政策課係長	川口 司寛
	教育政策課担当	佐藤 恵士
	教育政策課担当	橋本 由美
7 会議の書記	教育政策課担当	橋本 由美

午前10時30分 開会

○伊藤教育長

ただいまから令和6年2月の定例教育委員会を開会いたします。

〔会議録承認〕

○伊藤教育長

それでは、議事録の承認に入ります。

1月の定例会において佐藤委員にお願いしておりましたので、署名をお願いします。

それでは、今回の議事録の署名については高野委員にお願いいたしますので、次回署名をお願いいたします。

〔議 事〕

○伊藤教育長

それでは、3番、議事に入ります。

〔第2号議案 令和6年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について〕

○伊藤教育長

まずは、第2号議案、令和6年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、光野教育政策課長、説明をお願いいたします。

○光野教育政策課長

それでは、2号議案の説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、「学校保健安全法」第23条の規定に基づき、小中学校における学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱するものでございます。下段に理由を記載しております。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページに市内10校の小学校の委嘱の内容を記載しております。

4ページは、市内5校の中学校の委嘱の内容となっております。

それぞれの学校医、歯科医、薬剤師のお名前を記載しております。こちらの方々に

委嘱をさせていただきたいと考えております。

説明は以上になります。

○伊藤教育長

では、ただいまの説明について何か質問はございませんか。よろしいですか。

○伊藤教育長

質問がないようですので、これより採決に入ります。

第2号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第2号議案について承認すべきものと決めます。

〔第3号議案 令和6年度産業医の選任について〕

○伊藤教育長

第3号議案、令和6年度産業医の選任について、光野教育政策課長、説明をお願いいたします。

○光野教育政策課長

続いて、3号議案、産業医の選任について説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

理由といたしましては、「労働安全衛生法」第13条の規定に基づき、小中学校における産業医を選任するものでございます。

なお、産業医につきましては、「労働安全衛生法」の中で、労働者が50人以上いる事業所に置かなければならないということになっておりますので、令和6年度に先生方が50人以上になる見込みの4つの小中学校に産業医を配置することとなります。

6ページをお願いいたします。

予定している産業医は、大野小学校には喜多村先生、それから、大利小学校、大野東中学校、平野中学校には松隈先生に産業医をお願いすることを予定しております。

説明は以上となります。

○伊藤教育長

ただいまの説明について、何か質問はございませんか。よろしいですか。

○伊藤教育長

それでは、質疑がないようですので、これより採決に入ります。

第3号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

異議なしですので、第3号議案について承認すべきものと決めます。

[第4号議案 令和6年度健康管理医の選任について]

○伊藤教育長

第4号議案、令和6年度健康管理医の選任について、光野教育政策課長、説明をお願いします。

○光野教育政策課長

第4号議案は7ページになります。

健康管理医の選任について、「大野城市立学校健康管理医設置要綱」第3条の規定に基づき、小中学校における健康管理医を選任するものでございます。

なお、先ほどの3号議案で、労働者50人以上のところに産業医を置くということが「労働安全衛生法」で定められておりましたが、それ以外の学校、いわゆる先生方が50人未満の学校につきましては、「大野城市立学校健康管理医設置要綱」の第3条に基づき、健康管理医を設置することとしております。

8ページをご覧ください。

8ページに健康管理医のお名前を記載させていただいておりますが、原先生に委嘱をお願いすることで予定しております。

説明は以上となります。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について、何か質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

○伊藤教育長

それでは、これより採決に入ります。

第4号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

異議なしですので、第4号議案について承認すべきものと決めます。

[第5号議案 大野城市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について]

○伊藤教育長

続いて、第5号議案、大野城市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、山崎教育支援課長、説明をお願いします。

○山崎教育支援課長

資料の9ページをお開き下さい。

第5号議案、大野城市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

理由といたしましては、学校運営協議会委員のうち、任用の対象となる者が少ない一部の委員の再任回数の制限をなくすものでございます。

10ページをお開きください。

学校運営協議会委員のうち、規則の第5条第2項に定めております第2号が、民生委員または児童委員、同条第11号は教育委員会が必要と認める者ということで規定をしておりますが、この二つの委員につきましては、同一の方が長期にわたりその任につくという事例が多くございます。本規則の第5条第2項の規定におきましては、これらの委員の再任の回数は2回を限度としておりまして、学校現場から、学校運営協議会の委員として必要不可欠な方であることから、再任回数の制限について見直しの

要望があったものでございます。

そのことを踏まえまして、学校運営協議会委員のうち、本規則の第5条第2項の民生委員または児童委員、同条第11号の教育委員会が必要と認める者につきまして、再任回数制限をなくすものでございます。

改正の附則につきましては、令和6年4月1日から施行する予定でございます。  
説明は以上になります。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について、何か質問はございませんでしょうか。  
山口委員。

○山口委員

この規則とは内容が外れますが、「教育委員会が認める者」というところに入っていると思うんですが、ランドセルクラブのコーディネーターが学校によって運営協議会の委員だったり、そうじゃなかったりするんですけども、一応、地域コーディネーターという役割も同時に担っているというところで、こういう規則には入れなくてもいいかもしれないんですが、ランドセルクラブのコーディネーターが任命されているということを学校に周知していただければ、校長先生の判断で入れるとか入れないとかいうこともできるかと思いますので、そういった周知をお願いしたいなと思いました。

○伊藤教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

ランドセルクラブのコーディネーターの方につきましては、先ほど山口委員がおっしゃったように、第11号の「教育委員会が認める者」というところでの任命になっております。こちらにつきましては、学校から推薦が上がってきまして、それを教育委員会が認めるというような形になってまいりますので、ここの選任につきましては、まずは校長が選任されるということでございます。なので、学校によってばらつきがあるという可能性もありまして、その点については、教育振興課から周知はされてい

ると思いますが、最終的には学校長の判断ということでございます。  
以上です。

○伊藤教育長  
よろしいでしょうか。

○山口委員  
はい。

○伊藤教育長  
そのほか、何かありますか。よろしいですか。  
それでは、これより採決に入ります。  
第5号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長  
異議なしですので、第5号議案について承認すべきものと決めます。

〔第6号議案 大野城市小中学校ヤングアドバイザー事業実施要綱の全部を改正する  
要綱の制定について〕

○伊藤教育長  
続いて、第6号議案、大野城市小中学校ヤングアドバイザー事業実施要綱の全部を  
改正する要綱の制定について、山崎教育支援課長、説明をお願いします。

○山崎教育支援課長  
それでは、資料11ページをご覧ください。  
本資料につきましては、児童・生徒の社会的自立の促進及び学力向上のための支援  
を目的として、ヤングアドバイザーとしての登録を受けた大学生を小中学校等に派遣  
するという事業内容になっております。

今回の改正では、事業の流れを明確にするため、要綱を見直すものでございます。

12ページ以降をご覧ください。

主な改正内容といたしましては、登録の可否の決定方法についての規定を追加し、登録の可否を決定する際には、申込書の審査及び面談を行う旨を規定するとともに、登録実績のある学生の面談は不要とすることを規定したこと、登録の可否及び派遣先に関する通知方法の規定を追加し、登録の可否及び派遣先を記載した通知を学生と学生が所属する大学に行うことを規定するとともに、派遣先に対しても通知を行うことを規定したものでございます。

改正後の要綱につきましては、令和6年4月1日から施行する予定です。

説明は以上になります。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

藤河委員。

○藤河委員

自宅から学校までの交通費など、出るんでしょうか。

○伊藤教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

登録を受けたヤングアドバイザーが活動する際には、1日当たり2,500円の費用弁償をお支払いしておりますので、その分で交通費等を賄うということになります。

○藤河委員

その中に含まれているという形になるということですね。

○山崎教育支援課長

はい、そうです。

○藤河委員

分かりました。それと、第9条にあります。活動中にもし事故に遭った場合など、ボランティア活動保険の範囲内で対処できるということで考えてよろしいですか。

○伊藤教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

はい、そのとおりでございます。

○藤河委員

分かりました。

○伊藤教育長

そのほか、何かありますでしょうか。

私からもいいですかね。第7条の、1日の活動時間が2時間を超えたときは、謝金を支払うものとするというふうにあるんですが、これは意味を解すると、2時間を超えない場合は、支払わないということですか。

○山崎教育支援課長

はい。厳密に言うとそうでございます。

○伊藤教育長

実質は大体2時間は超えているんでしょうけど。

○山崎教育支援課長

そうですね、基本的には1日いただくようにしておりますので、2時間は超えるという前提になっています。

○伊藤教育長

わざわざこの規定が必要なのか、「派遣したヤングアドバイザーには、1日につき

2,500円の謝金を支払うものとする」ではいけないのかなど、単純に疑問に思いました。

○山崎教育支援課長

以前に、滞在時間がとても短くて何回も来られるという事例が発生いたしましたので、最低活動時間は2時間ということで、ここで定めさせていただいたところがございます。

○伊藤教育長

短時間の活動に対して謝金を支払うという事例があったということですかね。

○山崎教育支援課長

はい、そうです。

○伊藤教育長

なるほどね。はい、分かりました。

ほか、よろしいですか。

高野委員。

○高野委員

ヤングアドバイザーに登録される方は、今、現状でどのくらいの数いらっしゃるのでしょうか。

○伊藤教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

令和5年度の登録者数としては、13名登録があります。

○伊藤教育長

高野委員。

○高野委員

実質、この方々は回数や日数にして、どのぐらい協力していただいているのか。

○伊藤教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

令和4年度の実績で申しますと、平均でお一人あたり10日前後の活動日数となっております。

○伊藤教育長

よろしいですか。

高野委員。

○高野委員

大体1人どのくらいの時間、ヤングアドバイザーとして活動しているか、把握されているんですか。

○伊藤教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

活動時間については報告を受けておりませんので、時間数については分かりませんが、基本的には学校に1日いただくということを前提にお話しはしております。

○伊藤教育長

高野委員。

○高野委員

非常に安いなという気がするんですが、もうしょうがないんでしょうね。いや、これで交通費を引いたら、2時間やったとして、最低賃金を満たすか満たさないかのと

ころになるんじゃないだろうか。就労という形でやるわけじゃないので、仕方ないのかなという気はしますが、可能ならもうちょっと手厚くして、そうすることで、もっとヤングアドバイザーとして協力される方が増えていって、学校も助かるんじゃないかなと思う。

○伊藤教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

一応、このヤングアドバイザー事業というのは、基本的にはボランティアというところが前提で制度設計されていますので、交通費分を費用弁償としてお支払いするという形になっています。このヤングアドバイザーに登録される方は、将来的に教員になりたいとか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという形で学校に関わりたいということで大学生として学んでいる方が登録をされますので、学生の実際に学校現場で体験をしたいということが主な目的で活動されています。ですので、アルバイトや就労という形ではなく、体験とボランティアという形でお越しいただくという形になっているところでございます。

以上です。

○伊藤教育長

よろしいですか。

どうぞ、高野委員。

○高野委員

学校としては、これがあるおかげで助かっている部分というのはあるんですよね。どうなのでしょう。

○伊藤教育長

平井主幹指導主事。

○平井主幹指導主事

子供と年齢が近いので、近づきやすい、相談しやすいという意味では、子供にとっては大変効果がございます。

○伊藤教育長

この間、学校訪問に行ったとき、どこだったか、いらっしゃいましたね。

○高野委員

非常に助かっていると言われていましたね。新採用でその学校に赴任したというケースもあったと記憶しています。

○伊藤教育長

ほかの自治体も似たようなことをやっているとは思っているので、そこら辺の調査をしてみてください。やはり人を確保するという点については、条件のいいところに行きたいというような心情でしょうから、そういう意味で、このヤングアドバイザーをもっと活用できるような制度にするために、他自治体がやっている事例があれば、そこを踏まえてやっていくことで、学校にとっても、教員不足の解消に少しでもつながるかなというふうに思いますので、また調査をしてみてください。

○山崎教育支援課長

分かりました。

○伊藤教育長

そのほか、よろしいでしょうか。

山口委員。

○山口委員

派遣先は、書いてある小学校、中学校、未来づくり支援センターということでよろしいですか。一般家庭などに、直接は行かれることはないですか。

○伊藤教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

大学から、一般家庭へは派遣はできませんということでお断りされるケースも多くございますので、こちらのアドバイザーについては、学校と未来づくり支援センターへの派遣ということで限らせていただいております。

以上です。

○山口委員

承知いたしました。

○伊藤教育長

よろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤委員

謝金についてですけれども、2時間を超えたときは2,500円支払っていて、実際は、10時ぐらいに来て学校が終わる3時ぐらいまでいたりするというのでしょうか。

○伊藤教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

2時間以上滞在した場合は、報酬ではなくて費用弁償ということで、費用弁償とは交通費になりますが、交通費2,500円をお支払いするという形になります。

○佐藤委員

お渡しはその場で手渡ししていらっしゃるということでしょうか。

○伊藤教育長

山崎課長。

○山崎教育支援課長

後日振り込みになります。

○佐藤委員

ありがとうございます。

○伊藤教育長

よろしいでしょうか。

それでは、質問がたくさんありましたけれども、これより採決に入ります。

第6号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第6号議案について承認することと決めます。

〔第7号議案 大野城市立小中学校介助員配置要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○伊藤教育長

続いて、第7号議案、大野城市立小中学校介助員配置要綱の一部を改正する要綱の制定について、山崎教育支援課長、説明をお願いします。

○山崎教育支援課長

それでは、資料の20ページをご覧ください。

市内の小中学校の特別支援学級へ介助員を配置し、学校生活において特別に介助が必要な児童・生徒に対して日常的に介助を行うことにより、特別支援教育の充実を図ることを目的とした事業でございます。

今回の主な改正点といたしましては、3点ございます。

1点目は、「介助員」という名称から、学校教育法施行規則に規定があります「特別支援教育支援員」という名称に変更するものでございます。

2点目は、任用要件を改正するものでございます。

具体的には、第2条に定めております「訪問介護員養成研修2級以上を修了した者」でございますが、現在、制度が改正されまして、「介護職員初任者研修課程を修了した者」とみなされるようになっておりますことから、この「介護員養成研修2級課程以上を修了した者」の文言を任用要件から削除いたします。

また、新たに「特別支援教育支援員の職務に関し識見及び経験を有する者又は理解及び熱意のある者」という規定を追加し、実質的に資格要件を外すということで改正いたします。

3点目は、大野城市立小中学校特別支援教育支援員の行う業務を「介助」から「支援」に修正するものでございます。

改正後の要綱につきましては、令和6年5月1日から施行する予定です。

5月1日から施行する理由でございますが、令和6年度から新規で任用を開始する特別支援教育支援員の採用日が、手続上5月1日からということになりますので、要綱についても5月1日から施行することにしたものです。

説明は以上になります。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明に何かご質問はございませんでしょうか。

山口委員。

○山口委員

任用について、(3)の「識見及び経験を有する者」に関して、国家資格的な資格要件がないことは、問題ないのですか。

○伊藤教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

この特別支援教育支援員でございますが、どこの市町村でも支援員さんを配置され

ているのですが、資格要件を設けているところが、近隣市町村、福岡県内でもそうなのですが、大野城市だけでございまして、ほかの自治体につきましては、資格要件なしで支援員の方を任用されてございます。また、学校現場でも確認をいたしました、特に資格要件がなければ支援員の仕事ができないということはないということで判断をされておりましたので、今回このような形で改正をしたものでございます。

以上です。

○伊藤教育長

よろしいですか。

それでは、これより採決に入ります。

第7号議案について、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第7号議案について承認すべきものと決めます。

それでは、3の議事については、7号議案までで終了でございます。

〔教育長報告〕

○伊藤教育長

4、教育長報告。

23ページをご覧くださいと思います。

先日の福岡県教育事務所管内の教育長会で出された資料の一部を載せております。

教職員の働く場としての環境をさらに向上させるという意味で、3点、県が方策を出しております。

一つは、連続休暇取得の促進ということで、年間を通して10日以上連続休暇を2回以上取得できるように、特にゴールデンウィークであるとか、夏季休業期間中などに、10日以上連続休暇が取れるよう、環境整備をそれぞれの所属で工夫をしてほしいということです。

それから、2番目は、男性職員の積極的な育児参加の促進ということで、男性職員が仕事と育児を両立しやすい職場環境をつくるため、同僚職員を支援する制度です。

休暇中は同僚職員に負担がかかってきますので、職員が1か月以上の育児休業を取得した期間中に業務を分担した職員に対して勤勉手当を加算するもので、職場での育児休業が取りやすいように環境整備をします。これは令和6年1月から導入という形ですので、既に導入が始まっているというものであります。

それから、勤務間インターバル制度。1日の勤務終了後から翌日の勤務開始までの間に、一定時間以上の休息时间、いわゆるインターバル時間を確保する制度で、令和6年4月から導入ということで、25ページにその詳細が書いてあります。詳しくは説明しませんが、要するに、夜遅くまで働いた場合、11時間のインターバルを空けないと勤務ができませんという制度です。

これは市役所も、既に導入されていますよね。

光野教育政策課長。

#### ○光野教育政策課長

今、試行という形で導入されています。基本的には同じような形で、例えば、22時まで時間外勤務をすると、次の日は9時まで出勤時間を繰り下げる、インターバルを確保するという形になっています。

#### ○伊藤教育長

大野城市はそういう形で、広がってはきています。このインターバル制度の導入ですが、これもやってみながら、今後改善されていくんだろうと思いますけれども、学校現場にはちょっと難しい部分があります。というのが、子供が来ている状態で9時から勤務しますというふうには、なかなかできない。それだけのサポートをする人員がなかなかいないということですので、できるだけ11時間のインターバルを過ぎてしまわないような勤務体系を工夫することが前提だろうとは思いますが、こういう形で制度が始まるということを知っておいていただければと思っております。

続いて、26ページをご覧ください。

これは今年度、小学校の教科用図書の採択がありましたが、令和6年度は中学校の教科用図書の採択の年になります。それで、今回、調査研究協議会の親会の委員を高野委員にお願いをしておりますが、その日程が出ましたので、お知らせをいたします。

調査研究協議会のところを見ていただきたいと思います。C会議、D会議、それから深いところですね、その辺りに高野委員の出席の依頼があると思っておりますので、お

忙しいと思いますが、ご都合をつけていただいてご出席をお願いしたいと思います。夏まで行われますので、たくさん中学校の教科書を目にする機会があると思います。よろしく願いいたします。

私からの教育長報告は以上でございます。

何か私の報告について、ご質問がありますでしょうか。

藤河委員。

○藤河委員

23ページの、働く職場としての魅力、連続休暇10日間以上を2回以上促進するといふところですね。現実問題を考えたときに、夏季休業中と年末年始というのは10日以上取れると思うんですけど、ゴールデンウィーク中に10日というのは難しいですね。

○伊藤教育長

なかなか難しいですね。

○藤河委員

なかなか難しいですよ。

○伊藤教育長

そうですね、例えば、振替休日などをゴールデンウィークの間に挟んで、連続休暇が取れるようになることもあり得るかなと思うんです。

○藤河委員

そういうことですね。今年は間に平日が3日入っていると思いながら見ました。現実的には何か入っているんですけど、夏季休暇と年末年始に取得するということですよ。

○伊藤教育長

そうですね。この通知は学校向けだけに出されたものではなく、県、教育委員会全体に出されたものですので、行政も含めてという形です。

○藤河委員

そうですね、分かります。

○伊藤教育長

先ほどのインターバルもそうですが、学校現場ではちょっと難しいかなというものもあります。ただ、逆に言うと、学校は夏季休業中と年末年始については比較的、連続休暇を入れやすい傾向にありますので、そこら辺が藤河委員のおっしゃるとおり、実際に取得するところになるのかなというふうに思います。

○藤河委員

分かりました。

○伊藤教育長

よろしいでしょうか。

〔報告〕

それでは、次第の5、報告。

中学校ランチ給食試食会実施報告について、川口教育政策課係長、説明をお願いします。

○川口教育政策課係長

教育政策課の川口です。

中学校ランチ給食試食会について報告いたします。

今年1月、2月で実施いたしました中学校ランチ給食の試食会に対し、山口委員と佐藤委員にはご参加いただきまして、ありがとうございました。

1月27日に中央コミュニティーセンター、2月10日に南コミュニティーセンター、2月24日に東コミュニティーセンターと北コミュニティーセンターで実施いたしました。

611名の申込みをいただき、実際にご参加をいただいた人数としては、558名の方にお越しいただき、試食をしていただきました。

試食会ではアンケートをお願いしておりまして、現在、集計中ではございますが、

「味はおいしく、温かい、冷たいと温度を感じながら食べることができた」や「ランチ給食に不安があったが、その不安を解消されるよい機会だった」という感想をいただいております。

ご参加、ご協力、ありがとうございました。

○伊藤教育長

何かこの件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ご苦労さまでした。たくさん喫食数が増えればいいなというふうに思っています。

[その他]

- (1) 運動・スポーツに関するアンケート調査への協力依頼
- (2) 教育長業務報告（1月～2月分）
- (3) 教育委員会の主な行事・業務の予定（3月分）

○伊藤教育長

では、これもちまして2月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会